

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

なお、本案件は施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格調査の対象とします。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・週休 2 日工事（発注者指定方式）
- ・資材価格高騰に対する特例措置対象工事

令和 7 年 5 月 12 日

浜田市長 久保田 章 市

記

1 入札に付する事項

工事名	美又温泉外湯建設工事に伴う機械設備工事
工事場所	浜田市金城町追原 32-1
工期	令和 8 年 7 月 3 日
工事概要	衛生器具設備 一式 給水設備 一式 排水設備 一式 給湯設備 一式 浄化槽設備 一式 空気調和設備 一式 換気設備 一式 温泉設備 一式
予定価格	363,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
低入札調査基準価格	設ける。
最低制限価格	設けない。
その他	本入札は、島根県電子調達共同利用システムポータルサイト（URL（ https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/ ））以下「電子調達システム」という。）により行う。

2 入札に関する日程

項目	期日	時刻
一般競争入札競争参加資格確認申請書及び 特別共同企業体に関する書類の提出受付期間	開始 令和7年5月12日(月)	
	終了 令和7年5月23日(金)	16:00
資格の確認審査結果の通知	令和7年5月30日(金) まで	
設計図書に関する質問提出期限	令和7年6月18日(水)	正午
設計図書に関する質問回答期限	令和7年6月20日(金)	
入札書提出日時	開始 令和7年6月23日(月)	9:00
	終了 令和7年6月24日(火)	16:00
開札日時	令和7年6月26日(木)	9:30

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

本工事は、特別共同企業体による事前審査型一般競争入札とする。

この入札に参加することができる者は、令和7・8年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿に登録されているほか、次に掲げる条件をすべて満足すること。

(1) 特別共同企業体の要件

次に掲げる条件を全て満足する第1グループ1者及び第2グループ1者の合計2者による特別共同企業体であること。記5の競争参加資格の確認を受けること。

第1グループ（代表構成員）

登録工事種別	管工事	格付又は点数	指定なし
許可業種	管工事業	許可区分	特定
出資比率	30%以上であり、構成員中最大であること。		
営業所所在地	建設業法に規定する主たる営業所を浜田市内に有すること。又は契約の委任を受けた建設業法に規定する従たる営業所を浜田市内に有し、かつ管工事について、住所区分「準市内」で名簿登録されていること。		
工事实績	島根県内の公共工事において過去15年間（平成22年度から令和6年度）に元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20%以上）として、国、島根県又は浜田市が発注の1契約で4,000万円以上の完成した管工事（改修工事を含む。）の施工実績があること。ただし、建築一式工事で受注した工事に含まれる管工事の実績は除く。		

第2グループ（構成員）

登録工事種別	管工事	格付又は点数	指定なし
許可業種	管工事業	許可区分	特定又は一般

出資比率	30%以上であること。
営業所所在地	建設業法に規定する主たる営業所を浜田市内に有すること。又は契約の委任を受けた建設業法に規定する従たる営業所を浜田市内に有し、かつ管工事について、住所区分「準市内」で名簿登録されていること。
工事实績	島根県内の公共工事において過去 15 年間（平成 22 年度から令和 6 年度）に元請又は共同企業体（経常 J V を除く。）の構成員（ただし、出資比率 20% 以上）として、国、島根県、浜田市が発注した 1 契約で 1,000 万円以上の完成した管工事（改修工事を含む。）の施工実績があること。なお、建築一式工事で受注した工事に含まれる管工事の実績は除く。

特別共同企業体の資格（第 1 グループ・第 2 グループ共通）

基本事項	ア 本件工事に係る特別共同企業体は、記 3 の競争参加資格を満たす者で自主結成された第 1 グループ 1 者及び第 2 グループ 1 者の合計 2 者の組み合わせにより構成されること。 イ 特別共同企業体の運営形態は、原則として構成する各構成員が一体となって施工するものであること。 ウ 代表構成員は、構成員中最大の施工能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。最大の施工能力についての判断基準は、原則として直近の経営事項審査における本工事の工事種別に該当する総合評定値により行うものとし、総合評定値の小さい者を代表構成員とする場合には、理由を記載した書類（様式は任意とし、代表者名と工事名も記載すること。）を、記 5 (1)「提出する書類」に追加して提出すること。 エ 特別共同企業体の有効期間は、認定の日から本件工事の完成後 12 か月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の契約が締結された日までとする。
配置技術者	ア 次の基準を満たす技術者を本件工事に配置すること。 （ア） 管工事に係る主任技術者（監理技術者）として、1 級管工事施工管理技士の資格があり、管工事において主任技術者（監理技術者として過去 15 年間（平成 22 年度から令和 6 年度）に 1,000 万円以上の経験を有する者を専任で配置すること。（代表構成員） なお、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。 （イ） 1 級管工事施工管理技士、国土交通大臣が認定した者又は 2 級管工事施工管理技士のいずれか 1 名を専任で配置すること。（構成員） イ 現場に専任で配置する技術者は、本件工事の入札参加申請日以前

	3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 ウ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者（監理技術者）の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。 エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者（監理技術者）の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「竣工検査済証」等における日付）とする。 オ 監理技術者にあつては、本件工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているものであること。 カ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。なお、他の工事で落札者となったため、提出した配置技術者を配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。 キ 落札後工事の施工にあたり、配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の特別な場合に限る。ただし、下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者へ変更しなければならない場合はこの限りではない。 ク 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
低入札価格調査対象工事における配置技術者の増員	本工事の落札者が、浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成 17 年浜田市訓令第 23 号。以下「低入札実施要領」という。）第 14 条第 4 号に該当する者である場合は、配置技術者のほか同等の要件を満たす技術者を 1 名現場に専任（本工事と現場代理人との兼務は認めない。）で配置すること。
その他	ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 イ 浜田市における市税の滞納がないこと。 ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 エ 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。 オ 入札に参加しようとする他の特別共同企業体の構成員との間に、次に掲げるいずれかの関係がないこと。 （ア） 親会社と子会社の関係

	(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係 (ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係 (エ) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係 カ 低入札実施要領第15条の規定に該当しないこと。
--	--

4 電子調達システムの利用

本案件に係る入札手続きについては、「浜田市電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。

なお、電子調達システムの稼働時間は、浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までのため、注意すること。

本入札の申込書類及び入札書の提出期間の末日までに、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第13条第1項第1号の電子証明書（ICカード）を取得し、及び電子調達システムを利用するための登録（利用者登録）を電子調達システムにより完了していること。

5 競争参加資格の確認

(1) 提出する書類

入札参加を希望する特別共同企業体の代表者は、次に掲げる申請書及び特別共同企業体に関する書類を提出しなければならない。提出期限までに書類を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。なお、提出された書類は返却しない。

申請書の内容	ア 一般競争入札競争参加資格確認申請書（様式第1号） イ 施工実績調書（様式第2号） 各構成員について記3の工事实績に掲げる工事の施工実績とし、施工及び工事实績の記載内容を証明する CORINS の工事カルテ（CORINS の登録がない場合等は発注者が発行する証明書等で記3の工事实績で求める工事であることが分かるもの。）を添付すること。 ウ 配置予定技術者調書（様式第3号） 各構成員について記3の配置技術者に掲げる基準を満たす者について提出することとし、資格が確認できる資格者証等の写し、恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し等）、工事経験が求められている場合は、工事経験が確認できる CORINS の工事カルテを添付すること。 なお、配置予定技術者の申請にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。 (ア) 複数の技術者を配置予定として申請した場合、審査時には配置技術者を確定させること。 (イ) 申請書を提出する時に、他の工事に従事中の技術者について
--------	---

	は、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）までに、確実に現場専任の主任技術者（監理技術者）として配置可能である場合に限り資格確認のための資料を提出することができるものとする。 エ 業態調書（様式第 4 号）（各構成員が提出） 該当がない場合は、その旨を記載すること。
特別共同企業体に関する書類	ア 特別共同企業体入札参加申請書（様式第 5 号） イ 特別共同企業体協定書（様式第 6 号） ウ 委任状（様式第 7 号） エ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）（最新のもの）

(2) 申請書類及び特別共同企業体に関する書類の様式の入手方法及び提出期限

資格確認資等の提出受付期間	令和 7 年 5 月 12 日（月）9：00～令和 7 年 5 月 23 日（金）16：00
---------------	--

ア 申請書及び特別共同企業体に関する書類の様式は入札情報サービス（P P I）から入手するものとする。

イ 競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な書類を確実に提出すること。

※提出期日以降は、軽易な誤記の修正等を除き真にやむを得ない場合以外は、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

(3) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、申請書の提出期限後に行い、その結果は電子調達システムにより令和 7 年 5 月 30 日（金）までに通知する。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 工事概要等の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりとする。

閲覧期間	公告日から開札日以降 30 日を経過する日までの間
閲覧場所	電子調達システムの入札情報サービス（P P I）に掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりとする。

閲覧期間	公告日から開札日の前日まで
閲覧場所	電子調達システムの入札情報サービス（P P I）に掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。この場合において、質問提出期限及び回答期限については、記「2 入札に関する日程」に掲げるとおりとする。

8 入札方法等

(1) 入札書等提出期日及び提出方法

入札書提出期日	開始：令和 7 年 6 月 23 日（月）9：00 終了：令和 7 年 6 月 24 日（火）16：00
提出方法	電子調達システムにより提出すること。

- (2) 一度提出された入札等の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書の提出に合わせ、工事費内訳書を添付すること。
- ア 特別共同企業体の名称及び工事名称を記載すること。
- イ 工事費内訳書の内容は、端数処理によるものを除き、入札書と一致させること。
認められる端数処理は 10 万円未満とする。
- ウ 工事費内訳書の項目ごとに見積り、一括値引きは行わないこと。
- エ 内容に未記入など、不備がないこと。
- (5) 入札執行回数は、原則 1 回とする。
- (6) 入札保証金は、免除する。
- (7) 低入札価格調査制度を適用する。

9 入札の辞退

- (1) 入札辞退は、電子調達システムによる入札提出期日までは、入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。
- (2) 入札を辞退する者は、入札書提出期日までに手続きを行うこと。

10 入札の無効等

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
- ア 浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱（平成 20 年浜田市告示第 48 号）第 13 条又は浜田市入札執行要領（平成 17 年訓令第 21 号）第 25 条の規定による入札
- イ 工事費内訳書を提出しないものがした入札
- (2) 次に掲げる入札をした者は、失格とする。
- ア 浜田市入札執行要領第 26 条に該当する入札をした者
- イ 施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、浜田市契約規則（平成 17 年浜田市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 9 条及び低入札実施要領第 9 条の 2 により定める低入札の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格を設ける低入札価格調査制度実施において、次のいずれかに該当する入札をした者
- (ア) 失格基準価格を下回る価格による入札をした者
- (イ) 低入札実施要領第 12 条の規定による低入札申込者の調査を行う場合において、

「浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領における入札価格の内訳書の調査方針」第3項に規定する数値的判断基準を満たしていない入札をした者

11 開札等に関する事項

以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

開札日時	令和7年6月26日（木）9：30
開札場所	記17の入札担当課

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回った場合は、施行令第167条の10第1項の規定が適用され、申込価格が最低の価格であっても落札者とならない場合がある。調査基準価格を下回る入札があった場合は、落札決定を保留した後、低入札実施要領第12条及び「浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領における入札価格の内訳書の調査方針」に規定する調査を実施したうえで落札者を決定するものとし、調査基準価格を下回る入札を行った者は、入札後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならない。
- (2) (1)の低入札価格調査を伴う落札者の決定は、原則として入札日から6日（休日は算入しない。）を経過する日までに行い、入札参加者に通知する。

13 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（様式第8号）により、市に対して理由の説明を求めることができる。この場合において、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から起算して5日（土日祝日及び休日を除く。）以内に競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（様式第8号）により説明を求めるものとする。

説明を求めた者に対しては、説明要請書を受け取った日の翌日から起算して5日（土日祝日及び休日を除く。）以内に回答書（様式第7号）により回答する。

14 支払条件

前金払	契約金額の10分の4以内
中間前金払	契約金額の10分の2以内
部分払	支払回数は、契約規則第36条の定めるところによる。

契約規則第35条及び第36条の規定による。落札者は中間前金払又は部分払のいずれかを契約締結時に選択する。

15 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする（低入札申込者と契約する場合は100分の30以上）。ただし、浜田市財務規則（平成17年浜田市規則第55号）第110条各

号に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (2) 履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

16 その他

- (1) 入札参加者は仕様書等を熟読し、これを遵守し入札すること。
- (2) 提出された申請書および資料は当方において公表し又は無断で使用するとはしない。
- (3) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止要綱に基づき指名停止を行うことがある。
- (4) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約規則に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (5) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- (6) 本工事の本契約締結については、仮契約締結後、浜田市議会会議の議決を要する。
- (7) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置
落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対して次に掲げる事項を義務付けるものとする。
ア 契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を納付すること。
イ 前払い金の額は、契約金額の 10 分の 2 以内の額とすること。
ウ 監理技術者等が現場代理人を兼務しないこと。落札者に浜田市、島根県又は国の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事の成績評定が 75 点未満であった場合は、管理技術者等のほか同等の要件を満たす技術者 1 名を現場に専任で配置すること。
エ 契約内容不適合責任期間は 4 年とする。また期間中は受注者において年 1 回現場調査を行い発注者に報告すること。
オ 下請契約は相互に契約書を交わし、その写しを提出すること。
- (8) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。落札後、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結せず、契約後であれば契約を解除することがある。
- (9) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (10) その他詳細不明の点については、記「17 入札担当課」の入札担当課に照会すること。

17 入札担当課

浜田市総務部契約管理課 入札管理係

住 所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電 話 0855-25-9141（直通）、F A X 0855-23-0210